

平成29年8月

取引先各位

厚木市恩名一丁目11番31号  
中央カンセー株式会社  
TEL. 046-221-1102(代)

### 「水銀使用製品産業廃棄物」の取り扱いについてのご案内

拝啓 秋暑の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の水銀および水銀化合物を規制する国際条約『水俣条約』の発効を受けまして、国内でも『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』が本年10月1日に改正され、水銀を含む廃棄物の規制が強化されることになりました。

その中でも今回新たに「**水銀使用製品産業廃棄物**」として分類される廃棄物には、“**蛍光ランプ**”や“**一部の電池**”等の社会に広く流通している製品が含まれています。そして、これらの製品を廃棄する際の取り扱いも従来から変更されることとなります。

弊社の対応と致しましては、引き続き収集・運搬が行えるように許可の手続きを進めております。また、処分につきましても「水銀使用製品産業廃棄物」の許可を有する処分業者と連携することにより、廃棄の一連の流れを含めたご提案をさせて頂くことが可能です。

その際には、今後新たに処理委託契約（収集・運搬）（処分）が必要になりますことをご理解頂き、「水銀使用製品産業廃棄物」をその他の廃棄物と分けて保管して頂きますようお願い申し上げます。

また、ご不明な点につきましては、弊社営業担当者までお問い合わせ下さい。

敬具